

## 自然の破壊・減反・鳥害そして補償に思う

増 森 彦 介

ラムサール条約の話が出てからは伊豆沼周辺の漁業家や若柳町内農家の一部の人々が鳥害を力説しました。なんだかんだと言って鳥害で発生した減収分を国又は県による補償を要求し、話が急だったこともあり国や県もおいそれと対応できず結局同条約の求める重要湿地としての指定は見送られてしまいました。指定の有無にかかわらず鳥害は発生していて、若柳町ではラムサール条約への加盟（指定湿地は北海道の釧路湿原で5,000ha…伊豆沼の11倍）に先立つ1年前（の昭和45年）に条例を制定して不十分ながら鳥害に対する補償を行なって居ります。詳細については付表を見ていたよとして昭和56年には35戸69件が申請されて19戸30件が補償の対象となって25万6千円が支払われております。又昭和57年には8戸18件の申請に対して7戸17件で19万4千余円が支払われました。町としてもなけなしの財源から支出するわけですから中々厳しい足切りのある査定となり、申請しても「補償規準に達しない」といって諦める農家が多いと言うことです。また、付表を見ると畑岡地区からの申請が多いことが分かりますが、この地区は伊豆沼に隣接するか伊豆沼の干拓地であります。

たしかに個々の農家が鳥害を負担して泣き寝入りするのは不公平であります。しかし伊豆沼が重要湿地に指定されたからといってどれ程鳥害が増えると言うのでしょうか。対応に苦しむ程急激に増加するとは考えられません。

昔の農家は田圃に鳴子を付けて夏休み中の小学生が田に小屋掛けした見張り所から鳥の動きを観察して、自分の家の田に飛んで来た時に鳴子をならして追い払ったものでした。このことは鳥の種類や習性を自然に知ることにもつながっていました。現在では人手不足？、省力化、片手間農業で農作業は機械化されガス鉄砲も導入されていますが、音に馴れたスズメが音を出している鉄砲自体に止ってバカにしている始末です。パイル打ちの轟音や行き交う大型トラックの騒音さえ、それが何の被害を及ぼすものでないことが分かれば町の下真中を流れる迫川にさえ白鳥が憩うのを見てもそれは理解されることです。

専業農家の人に農作業についての心構え・農作物に対する考え方・及び作業手配りなどについて聞いた事があります。それによりますと、自分の田の稲の実りは他家の田の稲とあまり早くなく遅くなく地域の稲作の進行に合うように作業を進めるのだそうです。他家よりも実りが早くても遅くてもスズメ・ガン等の目標になり鳥害発生が一番の原因となるそうです。また別に示した若柳町概図<sup>\*1</sup>のDの辺の人々は昔からの農家で、鳥を田の神様のおつかはし（多分昆虫を食べてくれるので）との考えもあってか野鳥たちの為に昔は田の中に少しばかり刈残しを作って鳥に与えたと言う話も伝わって居ります。沼の近くの人々は戦後開墾した人々であり、また一方農薬の使用が盛んになった為にそうした思いやりや感謝の念も薄れてきたのでしょうか。人情の違い・時流とでも申すのでしょうか。しかし農薬の使用は新

---

Masumori Hikosuke

7-1, Naka-machi, Wakayanagi-chō

Kurihara-gun, Miyagi-ken 989-55

たな問題を生んでおり天敵としての野鳥の存在が見直されています。

今現実に農家の収入を害している最大のものは、米が余ると言って強制的に田作りを休ませられて居ります減反問題です。

各農家の作付け面積の10パーセント内外と言われ若柳町だけでも約250町歩(248ha)に及び1反(約10a)当り8俵としましても2万俵の減収を余儀なくされております。前に記しました鳥害分は認められただけで56年34俵・57年16俵です。申請総量を丸々認めても減反分に比べたらスズメの涙はおろか文字通り蚊の涙にさえ当らない量であろうと思われれます。にもかかわらず鳥害の補償をもち出さずには居られない農家のかたがたの心情は察するに余り有るものがあります。

今日見る伊豆沼は特に戦後水稻の増産を目標に干拓が行なわれて大正時代の半分にも満たない420ha程になってしまいました。<sup>\*2</sup> 他方麦類の輸入量は主食の変更をもたらす程増大して減反政策がとられ農政ならぬノー(N o)政などとモジられ農民が赤鉢巻をして坐り込むような事態にまでなりました。かけがえのない自然を破壊してしまい、伊豆沼を頼りに飛来する渡り鳥たちから或は沼をより所としている他の動植物の生息の場を奪っておきながら、いまさら減反などというのでは余りにも自然に対する気くばりが無さ過ぎるように思われれます。こうしたことはひとり伊豆沼に限ったことではなく全国的には大変な面積でしょう。通産は通産、農水は農水で勝手に仕事はすすめ、県は県で国費の導入に血道をあげ結果的にはつけが農民や庶民にまわってくるのではどうにもなりません。人間は補償だ何だと救済の道を講ずることができませんが環境を破壊されてしまった動植物は全くとのお手上げということに成ります。人間だって困れば悪い事とは知りながらも盗みをする事だってあります。人間の方からみれば鳥害となるのです。沼周辺や若柳町の農家が鳥を敵視している訳ではありません。鳥のフンが化学肥料に勝る等のメリットのあること位は百も承知しています。敢えて補償などと言うのも国や県の無責任さやひとりよがりやを問うているとも言えるのです。思惑外のことが出来るとあちらの部だ、そっちの課だと逃げ隠れして一向にラチがあかないのでは困ります。こうしたことが環境庁あたりが伊豆沼を“国際的に重要な湿地”として指定しようとしても住民のコンセンサスが得られない結果となるのでしょうか。したがって省庁間で或いは関係部課で対策を考究して、例えば鳥害を被る町や周辺の農家に対しては鳥害分(といっても蚊の泪程)を見込んで減反量を少々緩和するなどして農家が立ちゆくようにするのも一方法ではないかと思えます。先に若柳町の鳥害補償のことについて書きましたが、2年後の昭和56年の7月に迫町が、続いて同年9月には築館町でも鳥害についての補償条例を制定しました。若柳町の率先勇断は高く評価し得るものと誇りに思っている次第です。

一方補償などと言うと我れも我れもと関係の無い者迄が雨後の筍のように顔を出してきたりするのは困りもので、その為に結局は元の木阿弥になってしまうような例も少なくはないようで、行政サイドが及び腰になったり対策が遅れ勝ちになるのはその辺にも一因があるように思えます。

自然は単独では成立せず一つの系つまり寄り合い世帯のようなものと思えます。沼だけ埋めて他はそのまゝにしておいたからといって残ったものが立ちゆくとは考えられません。私が小学生の頃国語の教科書に面白い話が出ておりました。「胃は何もしないように見えるのでこらしめてやろうと相談して手も足も口も目も働きを中止した」というのです。ところが日時がたって「胃は相変わらずゼーンと構えているのに手も足も口も動けなくなってしまい胃の働きを改めて認識した」という話であります。人間と自然との関係もこれに似たものではないでしょうか。動きがとれなくなつてからでは遅すぎるのです。

白鳥に餌を与えると言う事も枝葉末節に過ぎません。大きな潟や湖を開発の名のもとに破壊してしまった結果、白鳥も敢えて人に近づき給餌を受けなければ越冬できない程になっていることを意味しているように思えます。このことは開発だ発展だとひとりよがっている間に私達自身が動けなくなりつつある一つの証拠だと言えないでしょうか。「今なら間に合う終列車」と心得て、かけがえの無い自然をこれ以上破壊することのない様に互いに自戒し努力して行き度いものと願って居ります。 完

＊ 1 別稿「若柳町内の白鳥について」の第 1 図を参照のこと。

＊ 2 理科年表1977年版によると「面積 4 ha以上の湖沼集(昭和50年調査)」から削除されているから実面積はすでに400haを割っているものと考えられる。

文献 理科年表 昭和39・45・49・52年版

白鳥の世界 川嶋保美 昭和57年

付 表

年度別鳥類による農作物被害調査(補償条列分)

区 年 分 度	地 区 名	申 請 農家数 戸	申 請 筆 数	申 請 被 害 面 積 m <sup>2</sup>	被 害 数 量 kg	被 害 金 額 円	補 償 対 象 分						備 考	
							農 家 数 戸	筆 数	被 害 面 積 m <sup>2</sup>	被 害 数 量 kg	被 害 金 額 円	補 償 対 象 被 害 数 量 kg		補 償 金 額 円
57	計	8	18	18,000	1,094.52	331,636	7	17	17,000	1,074.12	325,455	640.62	194,103	補償単価 kg当り303円
	若柳川北	0												
	川南	1	4	4,000	325.38	98,590	1	4	4,000	325.38	98,590	223.38	67,684	
	有 賀	0												足切り 5%
	大 岡	4	8	8,000	500.14	151,540	4	8	8,000	500.14	151,540	296.14	89,727	
	畑 岡	3	6	6,000	269.00	81,506	2	5	5,000	248.60	75,325	171.10	36,692	
56	計	35	69	76,500	1,938.86	581,658	19	30	38,500	1,774.93	532,479	855.49	256,647	補償単価
	若柳川北	3	7	6,800	194.19	58,257	2	4	3,800	185.76	55,728	84.19	25,347	kg当り300円
	川南	2	2	4,200	46.66	13,998	1	1	1,000	46.66	13,998	20.01	6,003	
	有 賀	8	20	19,500	390.78	117,234	5	7	7,000	372.06	111,618	185.51	55,653	足切り 5%
	大 岡	2	3	2,600	45.36	13,608	1	1	1,000	45.36	13,608	18.71	5,613	
	畑 岡	20	35	43,400	1,261.87	378,561	10	17	25,700	1,125.09	337,527	546.77	164,031	
55	計	56	146	157,100	4,870.97	1,456,394	43	95	99,100	4,410.94	1,318,849	1,735.87	519,003	補償単価
	若柳川北	15	31	31,000	1,035.45	309,591	13	21	22,600	991.93	296,580	381.73	114,129	kg当り299円
	川南	7	22	21,400	673.56	201,393	4	14	13,400	636.96	190,450	275.16	82,272	
	有 賀	5	11	10,300	389.74	116,531	4	8	8,000	389.74	116,531	173.74	51,947	足切り 5%
	大 岡	11	40	38,100	1,369.28	409,410	8	27	25,400	1,192.83	356,653	507.03	151,598	
	畑 岡	18	42	56,300	1,042.95	419,469	14	25	29,700	1,199.48	358,635	398.21	119,057	
54	計	38	91	108,435	1,914.57	561,019	5	9	9,846	1,323.03	387,658	814.63	238,685	補償単価
	若柳川北	3	4	3,996	105.60	30,941	0	0						kg当り293円
	川南	3	7	6,835	836.31	245,055	2	6	5,835	806.01	236,195	505.67	148,160	
	有 賀	6	16	14,094	101.84	29,840	0	0						足切り 10%
	大 岡	1	2	2,042	10.24	3,000	0	0						
	畑 岡	25	62	81,468	860.58	252,183	3	3	4,011	516.96	151,463	308.96	90,525	